



養育費や親子交流は、**お子さんのためのものです。**

離婚をするときには、養育費や親子交流について

取り決めておくことが大切です。

民法では、協議離婚の際には、お子さんの監護者（親権者）だけでなく、養育費や親子交流の分担についても定めることとされ、

その取り決めは**「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」**

とされています。

取り決めの際には、まずはしっかりとお父さんお母さんで話し合しましょう。

また、取り決めた内容は、口約束ではなく、書面、

特に公正証書として残しておくによいでしょう。

公正証書は公証役場に原則両親が出向き作成します。

相手方が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない

場合は、家庭裁判所の家事調停手続きを利用することができます。

それでも話し合いがまとまらなかった場合は、家事審判手続に移行し、裁判によって結論が示されることになります。

なお、養育費や親子交流について、一定の条件を満たす公正証書や家事調停等で決められた場合は、相手が約束を守らなかった時に強制執行の手続を利用することができます。

それぞれのご家庭の事情により、ご自身による養育費や親子交流の取り決めが難しい場合があります。

その場合は、専門の相談窓口を利用しましょう。 ▶ 詳しくは P.4

ご家庭の状況によっては養育費にかかる公正証書を作成した際に補助を受けることができます。

▶ 詳しくは P.6

I 大切なお子さんのために 離婚前に知っておきたいこと

お子さんにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

離婚してもお子さんにとってお父さん、お母さんであることには変わりありません。

お子さんがすこやかに成長していけるよう、あらかじめお子さんの視点に立って「知っておきたいこと」や「考えておきたいこと」があります。

～養育費・親子交流～

養育費とは…？

お子さんの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。

一般的には、お子さんが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。

養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先など具体的に決めておくによいでしょう。

なお、養育費の金額は話し合って決めることになりますが、裁判所が公表している「算定表」を目安にすることができます。

親子交流とは…？

お子さんと離れて暮らしている父母の一方がお子さんと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

親子交流の内容、場所、頻度は、子どもが安心して親子交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状態などを考えながら無理のないように決めることが大切です。

お子さんと無料で利用できる名古屋市内の屋内施設として、名古屋市子ども・子育て支援センターや児童館（利用時に登録が必要です）などがあります。

離婚成立前の方が利用できる支援制度や離婚を迷っている方の相談窓口もあります。

▶ 支援制度について詳しくは P.9

▶ 離婚を迷っている方の相談窓口について詳しくは P.4

I 大切なお子さんのために離婚前に知っておきたいこと

養育費や親子交流についての相談窓口を設けています。

名古屋市の相談窓口

ひとり親家庭の方だけでなく、離婚前の方もご利用いただけます。

法律相談(愛知母子・父子福祉センター内) (予約電話)TEL 915-8862

弁護士が法律に関する相談に応じます。

※離婚前の方は、養育費や親権など離婚に関する問題について利用できます。

予約受付 月～金曜日 9:00～17:30 (祝日、年末年始を除く)
日 時 予約制 1回限り無料

▶ 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会(愛知母子・父子福祉センター)
ホームページ <https://aiboren.jp>

養育費相談(愛知母子・父子福祉センター内) TEL 915-8816

相談員が養育費や親子交流に関する相談に応じます。

必要に応じて、司法書士等が面接相談を行います。面接相談の内容により、さらに専門的な支援を行う必要がある場合は、書類作成のお手伝い、同行による支援を行います。

相談日時 ●電話相談 月～金曜日 10:00～16:00
●面接相談 火曜日 13:30、14:30 予約制
●書類作成支援・同行支援 面接相談の内容により、必要に応じて実施
(祝日、年末年始を除く)

▶ ホームページは「法律相談」を見てください。

? 離婚を迷っているとき

「女性のための総合相談」や「名古屋市男性相談」では、相談員がその迷いに寄り添い、これからの人生を自分らしく生きていくためにどうすればいいのか、気持ちを整理しながら一緒に考えます。

▶ 詳しくはP.32

その他の相談窓口

法テラス愛知 中区栄4-1-8 栄サンシティビル15階 TEL 0570-078341

法的トラブルでお困りの方に無料で相談窓口や法制度に関する情報をご案内しています。また経済的に余裕がないなど一定の条件に当てはまる方には無料法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士費用等の立替を行います。
Web で法律相談予約ができます。

▶ 法テラス愛知ホームページ
<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-aichi/>

養育費・親子交流相談支援センター TEL 0120-965-419

※携帯電話は右記へご連絡ください TEL 03-3980-4108

電話やメール等により、養育費や親子交流に関する相談に応じています。

相談日時 ●電話相談 平日(水曜日除く) 10:00～20:00
水曜日(祝日除く) 12:00～22:00
土曜日・祝日 10:00～18:00

携帯電話の場合は、ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。

●メール相談 随時 info@youikuhi.or.jp
回答のメールが届かないことがあります。迷惑メール拒否設定をご確認ください。

▶ 養育費・親子交流相談支援センターホームページ <http://www.youikuhi-soudan.jp>



「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

法務省では、養育費や親子交流の取り決めについての手引きを作成しており、法務省ホームページからダウンロードすることができます。

▶ 法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html

区役所市民課、支所区民生活課の窓口でもお配りしています。

養育費に関する 公正証書

作成費等補助事業

「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。

債務名義とは…?

強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。
具体的には、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書など。

補助の対象となる方

以下の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ② 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
- ③ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

補助の対象と費用

- 公正証書の作成にかかった費用
 - 公証人手数料 ● 戸籍謄本等添付書類取得費用
- 家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
 - 収入印紙代 ● 切手代 ● 戸籍謄本等添付書類取得費用
- ※ 正本作成に要した費用も含む。
- 裁判外紛争解決手続(ADR)の利用にかかった費用
 - 申立料 ● 依頼料 ● 1回目の調停に要した費用

※ ADRにおいて取り決めた内容は債務名義ではありませんので、債務名義を作成することをオススメします。(その費用も補助します。)



こちらから申請書類等をダウンロードできます。



養育費に関する
公正証書作成費等補助事業

申請期限

- 公正証書の作成にかかった費用および
家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
➡ 公正証書等を作成した日の翌日から6カ月以内
- 裁判外紛争解決手続(ADR)の利用にかかった費用
➡ 1回目の調停が終了した日の翌日から6カ月以内



◀ ADRの説明についてはこちらをご覧ください。
「裁判外紛争解決手続の認証制度(かいけつサポート)」
のページです。

補助金額

上限5万円(各費用について1回に限り補助します。)

お問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862
(愛知母子・父子福祉センター)

愛知県母子寡婦福祉連合会では、法律相談や、養育費相談も
行っており、離婚前の方も相談ができます。 ▶ 詳しくは P.4

養育費保証料補助事業

養育費を確実に受け取ることができるよう、保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった費用を補助します。

補助の対象となる方

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ① 養育費の取り決めに係る債務名義(※)を有している方
- ② 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ③ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④ 過去にこの補助金を受給していない方

※P.6参照

補助の対象と費用

- 民間の保証会社と養育費保証契約を締結する際にかかった費用
- 保証料として本人が負担した費用

※過去にこの補助金を受け取っていない場合は更新契約の場合も対象とします。

申請期限

養育費保証契約を締結した日の翌日から6カ月以内

補助金額

上限5万円

お問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862
(愛知母子・父子福祉センター)

こちらから申請書類等を
ダウンロードできます。



養育費保証料補助事業

離婚成立前の方が利用できる主な支援制度



児童手当の受給

離婚協議中などで、離婚を前提に別居し住民票も別世帯としている場合は、お子さんと同居している方に受給者を変更できます。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



保育施設等の利用

離婚調停中で別居している場合などは、その状況を考慮して利用者負担額を計算します。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



就業支援講習会の参加

就業支援講習会には、離婚調停中や離婚裁判中の方が申込できる講座があります。

- 区役所民生子ども課
- 支所区民福祉課



セミナーの参加

離婚をめぐる法律の基礎知識や養育費・親子交流など、離婚を考えている方に役立つセミナーを開催しています。

- イーブルなごや相談室
- ジョイナス.ナゴヤ



未婚により出産するとき

子どもとその父に法律上の親子関係が成り立つためには、父からの認知が必要です。父が子どもを認知すると、法的に親子関係となり養育費の支払い義務が生じることになります。

認知の方法は、各区役所市民課(各支所区民生活課)へ届け出る方法と、裁判所に認知の調停、審判を求める方法があります。